

都市緑地保全法施行令等の一部改正案

近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行令の一部を改正する政令案

近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行令

近郊緑地保全区域内において届出等を要する行為（近畿圏の保全区域の整備に関する法律第9条第1項第4号関係）

近郊緑地保全区域内において届出等を要する行為に屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積を追加する。（近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行令第4条第2号）

近郊緑地保全区域内において届出等を要しない通常の管理行為、軽易な行為その他の行為（近畿圏の保全区域の整備に関する法律第9条第4項第2号関係）

通常の管理行為、軽易な行為その他の行為に屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積で、面積が60㎡以下であり、かつ、高さが1.5m以下であるものを追加する。

（近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行令第6条第6号）

通常の管理行為、軽易な行為その他の行為とされている建築物の存する敷地内で行う行為から屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積で、高さが1.5mを超えるものを除外する。（近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行令第6条第7号ロ・）

施行期日

近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行期日は、平成13年8月24日とする。

経過措置

改正後の近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行令第4条第2号に掲げる行為であって近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際既に着手していたものについては、近畿圏の保全区域の整備に関する法律第9条第1項及び第3項の規定は、適用しないものとする。

（近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第2項）